

メールとネット上の詐欺トラブル注意(web 参考)

平成 30 年 10 月 5 日 (金中級講座)

ネット見てたら突然「購入ありがとうございました」←無視が鉄則！

ワンクリック詐欺は手口や症状を知っておけば ... 完了などの画面が表示されます。

電子マネー買わせる詐欺 青森県内で後絶たず

... 利用料を支払うよう携帯電話にメールを送り、コンビニで「電子マネー」を買わせる手口の特種詐欺被害が青森県内で後を絶たない。8 月に 150 万円をだまし取られた県内の 40 代女性が東奥日報紙の取材に、その手口の巧妙さとやりきれない思いを語った。

元ボクシング世界チャンピオン・内藤大助が調査するのは「大企業なりすまし詐欺」。誰もが知る大会社の社名を勝手に名乗り、実際には発生していない未納料金の支払いを携帯にショートメールで請求してくる詐欺のことだ。

さっそく内藤は、迷惑メールを送る業者に直接電話交渉。すると担当者から、全く身に覚えのない有料サイトに「昨年から会員登録していてその未納金が約 30 万円、本日中に振り込まないと明日から訴訟の手続きが始まる」と言われてしまう。

内藤が「納得できない、記憶に無い」と言っても、「記録に残っている」「電話を切ると裁判手続きを進める」と用意周到な答えで全くひるまない様子。

すぐに振り込もうにも時刻は夕方を過ぎ、すでに銀行は閉まっている時間だ。しかし、相手が用意した巧みな方法で振り込ませる、その手口とは一体？

「重要通知」「緊急速報」と書かれたメールが突然届き、URL をクリックすると悪質なサイトに飛んでお金を騙し取られるという仕組みだ。

真相を追及するべく中条がサイト運営会社に直接電話で切りこむと、「システム管理をしているだけで内容は分からないので、依頼者と直接メールのやり取りをして欲しい」という回答。中条にメールさせることでどうやって金を騙し取ろうとしているのか？

- アダルトサイトを閲覧していたら、勝手に登録が完了してしまった。
- 架空請求業者の連絡先に、相談してしまい、電話が鳴りやまない。
- ワンクリック詐欺業者の電話に出てしまい、自分の情報を言ってしまった。
- 身に覚えのない架空の請求なのに、裁判を起すと言われた。
- パソコンやスマートフォンに登録完了や請求の画面が表示されていて消せない

メールが来たことに対し、クレームをつけることも避けた方がよいでしょう。メールはもちろん、電話などでも、自分の個人情報を明かすきっかけを作ってしまう。

心配な方は、国民生活センター、消費生活センター、弁護士、警察署などに相談してみましよう。

国民生活センター:全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

警察庁:都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>